

8 飯 総 総 第 183 号

令 和 8 年 7 月 21 日

飯塚市議会議長 城 丸 秀 高 様

飯塚市長 武 井 政 一



令和7年度政務活動費収支・実績報告書についての審査報告書
について(送付)

飯塚市議会政務活動費の交付に関する条例(平成25年飯塚市条例第29号)第11条第3項の規定に基づき、飯塚市政務活動費審査会から審査報告書が提出されましたので、同条第4項の規定により、別紙のとおり送付します。

本審査報告において、いくつかの意見・要望が述べられておりますので、当該意見等の内容につきご検討いただきますようお願いいたします。



令和7年度
政務活動費収支・実績報告書
についての審査報告書

令和8年7月
飯塚市政務活動費審査会

1 審査概要

(1) 対象年度 令和7年度(令和7年4月～令和8年3月)

(2) 対象者 2会派23議員

① 2会派

- ・市民クラブ (坂平末雄議員)
- ・未来いつか (江口 徹議員)

② 23議員

- | | | |
|---------|---------|---------|
| ・赤尾嘉則議員 | ・石川華子議員 | ・奥山亮一議員 |
| ・小幡俊之議員 | ・金子加代議員 | ・兼本芳雄議員 |
| ・鯉川信二議員 | ・佐藤清和議員 | ・城丸秀高議員 |
| ・瀬戸 元議員 | ・田中武春議員 | ・田中博文議員 |
| ・田中裕二議員 | ・土居幸則議員 | ・道祖 満議員 |
| ・藤堂 彰議員 | ・永末雄大議員 | ・秀村長利議員 |
| ・深町善文議員 | ・藤間隆太議員 | ・光根正宣議員 |
| ・吉田健一議員 | ・吉松信之議員 | |

審査会会議日程・内容

回	期 日	場 所	内 容
1	5月25日	飯塚市役所 2階多目的ホール	審査方法確認、審査日程調整、報告書の審査
2	6月1日	飯塚市役所 2階多目的ホール	報告書の審査
3	6月8日	飯塚市役所 2階多目的ホール	報告書の審査
4	6月22日	飯塚市役所 2階多目的ホール	報告書の審査 審査報告書原案の協議
5	6月30日	飯塚市役所 2階多目的ホール	審査報告書原案の協議

2 審査方法

本審査会は、地方自治法(以下「法」という。)、飯塚市議会政務活動費交付に関する条例(以下「条例」という。)、同条例施行規則及び条例により定められた飯塚市議会政務活動費使途基準(以下「使途基準」という。)並びに飯塚市職員等旅費条例(以下「旅費条例」という。)及び同条例施行規則を基本的な判断基準として、飯塚市議会の会派又は議員の政務活動費が法及び関係条例に定める各条項に則って適正に支出されているかどうかについて厳正かつ慎重に審査した。

審査対象は、2会派と23議員から提出された令和7年度政務活動費収支・実績報告書、領収書及び政務活動費支出に係る証拠書類(写しの綴り)等であって、審査は原則として、次の順序、方法により行った。

(1) 審査順序

審査は、収支・実績報告書綴りの前から順番に行う。

(2) 書面審査

委員各自が収支・実績報告書の記載事項について、使途基準と照らし合わせ、疑問点を抽出し、協議のうえ、支出の適否を審査する。

(3) 文書、口頭による説明依頼

協議の結果、疑問点が解明できない場合は、審査会は、議会事務局を通じて、文書での説明依頼を行うこととし、文書での回答を求めるものとする。ただし、審査会が認める場合は、口頭での処理を認めるものとする。

(4) 事情聴取

口頭説明又は文書回答によってもなお疑問点が解明できないとき、口頭説明又は文書回答に応じないときは、審査会は、議会事務局を通じて報告者本人の出席を求め、出席に応じた報告者に対し、委員が質問する。

3 指摘事項(項目ごと)

2会派と23議員から提出された令和7年度政務活動費収支・実績報告書では、支出額0円の1会派及び5議員がいるため、実質審査したのは1会派と18議員となる。

支出項目ごとの支出状況と審査による注意点は、以下のとおりである。

(1) 研究研修費

状況)研究研修費の支出は、1会派と5議員である。その内訳は、県内外において開催された研究会、セミナー等の参加費、交通費、宿泊費、その他の経費(日当)である。このうち、複数参加及び宿泊を伴う研究研修会、セミナー等の参加を挙げると、1会派と4議員参加の「清溪セミナー」(R7. 10. 22～23東京都)、1議員

参加の「全国若手議員の会 全国研修@姫路」(R7. 4. 15～16兵庫県)、1議員参加の「地方議員研究会主催 研修会」(R7. 7. 28京都府)、1議員参加の「全国若手議員の会「第33回全国総会・研修会」」(R7. 8. 19～20徳島県)、1議員参加の「全国若手議員の会九州ブロック研修会@長崎」(R7. 11. 12～13長崎県)、1議員参加の「全国若手議員の会 政調部会プレ研修・研究会」(R8. 1. 28～29宮城県)であり、交通費、宿泊費、日当等はすべて旅費条例に基づいて支出されており、収支報告上問題はない。また、参加費等のその他の経費においても必要な領収書はすべて添付されている。

なお、研究研修費の全支出金額は1,207,074円、支出割合は全体の17.52%で前年度分(令和6年度分政務活動費項目・科目別支出状況)と比較し、増加している【表2「令和7年度分 政務活動費項目・科目別支出状況一覧表」参照】。

1会派と4議員については宿泊を伴う研修であり、使途基準に基づき、「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)を準用した報告書が提出されている。

(2) 調査旅費

状況)調査旅費の支出は、1会派と3議員である。その内訳は、県内外における先進地視察への交通費、宿泊費、その他の経費(日当、参加費)である。このうち、宿泊を伴う先進地視察を挙げると、1議員による1泊2日の「避難所におけるペット同行避難等に関する先進地視察(新宿区・世田谷区・武蔵野市視察)」(R8. 3. 25～26東京都)であり、使途基準に基づき、「調査旅費等報告書」(使途基準別添様式3)が提出されている。これに要する経費は、旅費条例による交通費、宿泊費、その他の経費(日当)の支出であって、収支報告上問題はない。また、参加費等のその他の経費においても必要な領収書はすべて添付されている。

なお、調査旅費の全支出金額は100,050円、支出割合は全体の1.45%で前年度分より増加している【表2参照】。

(3) 資料作成費

状況)資料作成費の支出は1会派と3議員のみで、その内訳は、印刷製本費(コピー代、用紙代、ファイル代及びインク代)、事務機器等購入費(プリンタ、パソコン(新品)、iPad用ペンシル及びUSBハブ)、その他の経費としての消耗品費(プリンタインク等)及び資料作成のための使用料(クラウドサービス使用料、AI使用料代等)であり、領収書(クレジットカード領収書を含む。)はすべて添付されており、収支報告上問題はない。

なお、資料作成費の全支出金額は136,706円、支出割合は全体の1.98%で前年度分より増加している。

また、本年においてはAI使用料について資料作成費として支出したとの報告がなされた。AI使用の具体的な運用は各議員の良識に委ねるものではあるが、政務活動費として支出する以上その利用基準については、議会における今後の検討課題であるとの意見が出された。

(4) 資料購入費

状況)資料購入費の支出は、1会派と8議員であり、その内訳は不動産調査報告書、書籍購入費等、新聞購読料(機関紙を含む。)、である。いずれも領収書(自宅用新聞代を含む。)はすべて添付されており、収支報告上問題はない。

なお、資料購入費の全支出金額は645,747円、支出割合は全体の9.37%で前年度分より増加している【表2参照】。

① 今回、「不動産調査報告書」を複数の議員(会派含む)が資料購入費として支出している事例が確認された。審査会としてまず、一部事務組合(ふくおか県央環境広域施設組合)に関する調査について、市の政務活動費を支出することの当否について議論したが、広聴会の実施や広報紙の作成により市民へ還元されており政務活動として認められるものとして結論を得た。

② 次に、表紙を除くすべての資料が非公開(黒塗り)の「不動産調査報告書」(以下の経過により、現在この不動産調査報告書については一部公開となったものである。)について議論を行った。委員からは全てが黒塗りでは内容の審査が不可能であり、支出の適正性が確認できないものに対して市民の税金を充てることは不適切であるとの意見が出された。その後、当該複数の議員を代表して議員1名が審査会へ出席し、当審査会へ資料の公開及び説明を行い、当審査会から出席議員へ質疑応答を行った。その中で出席議員より、審査会として適正性を判断するために必要な開示範囲(調査の対象となる土地の特定及び評価の結論部分)について開示が可能との回答を得るに至った。その上で、「不動産調査報告書」については政務活動費の交付目的から外れるものではなく支出については適正であると結論を得た。

政務活動費の支出対象とする以上、市民への説明責任と透明性が何よりも求められることから、資料が全て非公開ということは認められるものではない。引き続き適切に開示された資料が提出されることを要望するものである。

(5) 広報費

状況) 広報費の支出は、1会派と16議員である。

その内訳は、ほとんどが広報紙(議会活動報告書等)の印刷製本費とその送料、報告会の会場借上料及びその他の経費(封入等ポスティング代、拡声器)であり、すべて領収書は添付されており、収支報告上問題はない。

なお、広報費の全支出金額は4,765,300円、支出割合は全体の69.15%で、前年度より支出金額は604,677円減少しており、支出割合では3.23ポイント減少している【表2参照】。

なお、広報紙等における議員の顔写真掲載については、掲載の仕方(大きさ)によっては、選挙活動の一環とも受け取られかねない。これについては、選挙活動と見なされない程度にとどめるのが妥当ではないかという意見が一部委員よりあった。

また、広報紙を郵送する際の封筒への顔写真掲載については、配達員など宛名以外の人(不特定多数)の目にも留まるため、より選挙活動の一環と受け取られかねないのではないかという意見があり、封筒への顔写真掲載自体について議会にて検討すべきではないかという意見が一部委員よりあった。

(6) 広聴費

状況) 広聴費(会場費)の支出は、1会派と4議員であり、その内訳は施設使用料である。いずれも領収書はすべて添付されており、収支報告上問題はない。

なお、広聴費の全支出金額は36,110円、支出割合は全体の0.53%で前年度分より大幅に減少している【表2参照】。

参考までに、令和7年度政務活動費広報費のうち、広報紙作成費用の支出状況は、次頁のとおりである。

(表1) 令和7年度政務活動費広報費(広報紙作成費用)支出状況

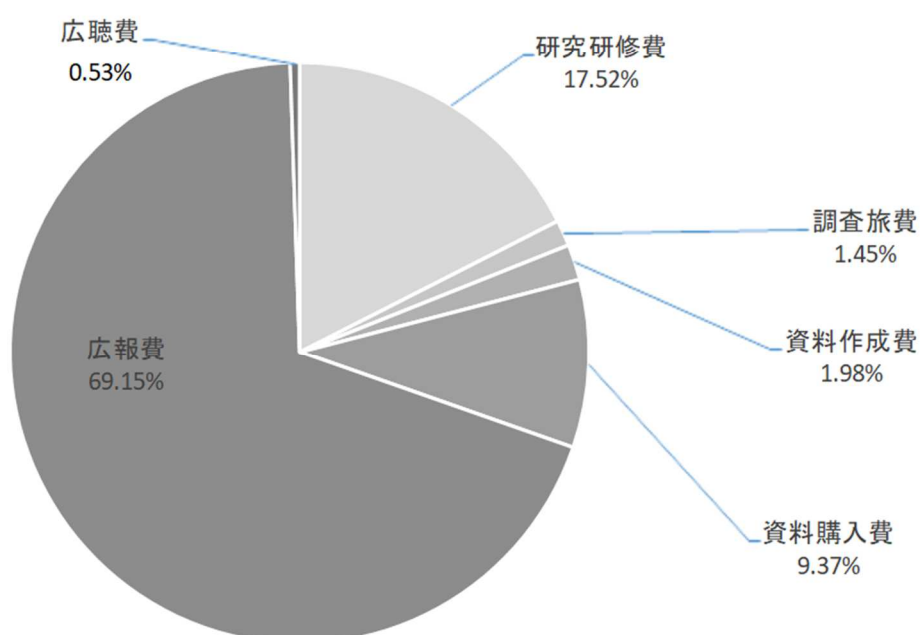
議員又は会派		印刷製本費					
		単価(税込)	作成部(枚)数	合計	1枚当たり単価	1面当たり単価	備考
A	①	24.20円	3,500部(枚)	84,700円	24.20円	12.10円	A4×1枚の2面(カラー)
	②	24.20円	3,500部(枚)	84,700円	24.20円	12.10円	A4×1枚の2面(カラー)
B	③	7.25円	3,000部(枚)	21,761円	7.25円	3.63円	A4×1枚の2面(カラー)
C	④	6.04円	7,000部(枚)	42,262円	3.02円	1.51円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑤	6.20円	5,000部(枚)	30,998円	3.10円	1.55円	A4×2枚の4面(カラー)
D	⑥	33.61円	2,500部(枚)	84,040円	16.81円	8.40円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑦	33.61円	2,500部(枚)	84,040円	16.81円	8.40円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑧	33.75円	2,500部(枚)	84,380円	16.88円	8.44円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑨	33.75円	2,500部(枚)	84,380円	16.88円	8.44円	A4×2枚の4面(カラー)
E	⑩	23.10円	5,000部(枚)	115,500円	11.55円	5.78円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑪	23.10円	5,000部(枚)	115,500円	11.55円	5.78円	A4×2枚の4面(カラー)
F	⑫	3.12円	2,000部(枚)	6,248円	3.12円	1.56円	A4×1枚の2面(カラー)
G	⑬	27.27円	11,000部(枚)	300,000円	13.64円	6.82円	A4×2枚の4面(カラー) デザイン料含む
H	⑭	24.05円	7,500部(枚)	180,400円	6.01円	3.01円	B5×4枚の8面(2色刷り)
I	⑮	6.02円	3,900部(枚)	23,500円	3.01円	0.75円	A4×2枚の4面(カラー)
	⑯	6.71円	3,900部(枚)	26,200円	3.36円	0.84円	A4×2枚の4面(カラー)
J	⑰	12.93円	6,500部(枚)	84,045円	6.47円	3.23円	A4×2枚の4面(カラー)
K	⑱	79.20円	2,500部(枚)	198,000円	39.60円	19.80円	A4×2枚の4面(カラー)
L	⑲	63.80円	400部(枚)	25,520円	63.80円	31.90円	A4×1枚の2面(カラー)
	⑳	8.25円	20,000部(枚)	165,000円	8.25円	4.13円	A4×1枚の2面(カラー)
	㉑	8.25円	20,000部(枚)	165,000円	8.25円	4.13円	A4×1枚の2面(カラー)
M	㉒	33.00円	5,100部(枚)	168,300円	16.50円	8.25円	A4×2枚の4面(カラー)
N	㉓	5.74円	40,000部(枚)	229,625円	5.74円	2.87円	B4×1枚の2面(カラー)

※議会事務局より提出されたものを、報告書掲載に当たり一部加工

以上、審査した2会派と23議員の令和7年度分政務活動費収支・実績報告書の項目別支出金額及びその割合を集計すると【表2】のとおりである。

(表2) 令和7年度分政務活動費項目・科目別支出状況一覧表

項目	科目	金額	支出割合	備考
研究研修費	会場費	3,440	0.05%	関係者間協議
	講師謝礼金	0	0.00%	
	出席者負担金・会費	469,152	6.81%	各種セミナー等
	交通費	446,482	6.48%	各種セミナー等
	宿泊費	216,000	3.13%	各種セミナー等
	その他の経費	72,000	1.04%	日当、食事代等
	計	1,207,074	17.52%	
調査旅費	交通費	61,250	0.89%	先進地視察
	宿泊費	14,800	0.21%	先進地視察
	その他の経費	24,000	0.35%	参加費、日当
	計	100,050	1.45%	
資料作成費	印刷製本費	11,839	0.17%	インク代、コピー代等
	翻訳料	0	0.00%	
	事務機器等購入費	24,093	0.35%	パソコン・プリンタ等
	リース代	0	0.00%	
	その他の経費	100,774	1.46%	プリンタインク代、AI使用料代等
	計	136,706	1.98%	
資料購入費	資料購入費	645,747	9.37%	書籍代、不動産調査報告書代等
広報費	広報費等印刷製本費	2,512,999	36.47%	活動報告
	送料	1,779,256	25.82%	活動報告送料
	会場費	10,470	0.15%	議会報告会
	その他の経費	462,575	6.71%	封入作業代、封筒代等
	計	4,765,300	69.15%	
広聴費	会場費	36,110	0.53%	広聴会会場費
	印刷製本費	0	0.00%	
	その他の経費	0	0.00%	
	計	36,110	0.53%	
支 出 計		6,890,987	100.00%	



※表中の金額は、政務活動費を充当していない経費346,029円を含む。

審査結果は、次のとおりである。

- ・ 2会派と23議員のうち、1会派5議員が計上支出額0円で全額返還。
- ・ 7議員が総交付額を超えた支出あり。
- ・ 1会派と11議員は残余金を返還している。

支出した会派と議員の中で、条例第13条第2項に定める「第7条に定める経費の範囲を超える支出があると指摘」されるものではなく、政務活動費の返還を求めなければならない対象者はいない。また、すべての項目における収支計算及び残額計算においても議会事務局との確認のもと精査したが、金額的な誤りはなく、定額支給を除きすべての支出において領収書が添付されている。

4 審査会意見(まとめ)

本審査会は、法及び条例によって規定されている使途基準に基づいて、2会派と23議員から提出された収支・実績報告書及びそれに係る証拠書類等を逐次、すべてを確認し、支出項目・科目ごとに、その支出経費の「適否」を審査した。

本年度においては、政務活動費として「明らかに不適切」だと思われるような支出はなかった。また、支出金額やその証明(領収書等)も誤りはなく、これまで審査会が指摘した注意点及び改善点についても、各議員及び会派の理解が得られて、大部分が履行されている。

なお、今回の審査を通じて、さらなる改善をお願いしたい点等要望を附帯意見として以下のとおり述べる。

(1) 政務活動費支出0円若しくは著しく少額の議員について

令和7年度においても、政務活動費の交付を受けた会派、議員のうち、1会派5議員において、政務活動費の支出が0円とされている。そのうち1議員は6年連続、別の3議員は3年連続で、政務活動費の支出がない。また、議員のうち、数名は、政務活動費の支出が少額にとどまっている議員も存する。

政務活動費については、各会派、各議員の議員活動の自由を最大限尊重しつつ、条例の趣旨に則った支出がなされることが望ましい。かかる観点からは、政務活動費の支出が0円であることあるいは、著しく少額であることは、議員の政務活動が低調であるということを意味しており、望ましい姿とは言い難い。

昨年この点について注意を促したが、政務活動費は、市政の発展のために寄与すること及び議会を活性化させることを目的として支出されるものである。各議員の活動実績に応じた適切な支出を心がけつつ、議会全体として、政

務活動費をより一層有効活用し、市民の信頼と期待に応えるべく、議員活動の充実に努められることを要望する。

また、政務活動費の支出が0円であったとしても、それは政務活動費の支出が0円ということであり、政務活動費を活用した以外にも議員としての活動は行っていると考える。適切な政務活動費の支出は、市民からみたときの議員活動の一つの評価であるとも考えられる。そのため、議員としての活動が市民へ伝わるよう、議員側で周知の工夫を行うことも併せて要望する。

(2) 広聴費について

令和7年度は1会派と4議員の支出があった。支出額は36,110円であり、支出総額に占める割合は、0.53%である。これは、令和6年度の広聴費の支出額698,328円、令和6年度の支出総額に占める割合9.41%と比較すると大幅な減少である。

昨年の審査報告書において、本審査会としては、市民説明会や意見交換会などを通じて、市民の意見を広く聴取し、それを議会に反映させるための広聴費については、令和6年度に引き続き、積極的に活用することを要望としていたところであったが、残念ながら継続したものとはならなかった。

各議員におかれては、令和6年度の実績に倣い、広聴費を積極的に活用し、市民との対話を通じた議員活動の充実に努められることを要望する。

(3) ホームページにかかる費用について(使途基準の見直しについて)

昨年度の政務活動費審査会において、議会から依頼があったホームページにかかる費用の使途基準の見直しについて、「当審査会としては、使途基準の中で適正に位置づけ、支出可能とすることが望ましいと考えているが、整理検討すべき点も多いことから今後の議論の深化に期待したい。」と意見を提出した。

その後、議長より「政務活動費審査報告書に対する議会意見について(令和7年12月22日付7飯議第633号)にて市長あてへ報告があったものの、「実績把握が困難な場合の2分の1という按分基準」という点について市長から議会へ再度検討を依頼され、現在に至っているとの報告を受けている。

昨年度の審査会においては、上記のとおりホームページやSNSの作成に要する費用についての考え方が議論となった。また、本年度においては、AI使用に要する費用についての考え方が議論となった。

デジタル社会の発達とともに、政務活動においてもデジタル化についての対

応が急務である。社会のデジタル化に対応して、政務活動の内容も変化するならば、政務活動費の使途もデジタル化に対応する必要がある。またAIツールの利用方法については、その利用自体についての議論も求められる。これらの事情を踏まえ、議会及び市長におかれては、新しい政務活動、政務活動費の支出に向けた議論を深化されることを更に期待したい。

5 おわりに

以上、本審査会は、令和7年度分として各会派、各議員より提出された収支・実績報告書を支出項目ごとに支出金額の確認とその適正性を精査し、問題点の指摘及び審査結果としての意見を取りまとめた。

本審査会が過去に改善を求めたことについて、市議会において尊重しつつ、使途基準を遵守されていることから、引続き指摘するものは少ない。

市民との対話を通じた政務活動の充実が、「議会の活性化」「市政の発展」につながるという政務活動費の本来の目的を実現するため、適正で有効かつ有益な政務活動が積極的かつ継続的に行われることを切に願って、報告の終わりとする。

6 政務活動費審査会 委員名簿

	氏 名		備 考
会 長	井 上 道 夫	有識者委員	令和7年5月17日就任
副会長	松 尾 忠 介	有識者委員	令和7年5月17日就任
委 員	黒 川 すみれ	有識者委員	令和8年4月15日就任※
委 員	末 清 淳 子	公募委員	令和7年5月17日就任
委 員	圓 入 近 子	公募委員	令和7年5月17日就任
委 員	村 上 巧 治	公募委員	令和7年5月17日就任

任期：令和9年5月16日まで

※廣田委員が辞任したため後任として黒川委員が就任